



(財)財務会計基準機構会員

平成19年11月16日

各 位

会 社 名 金 商 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 竹内 弘志
(コード番号 8 0 6 4 東証第1部)
問合せ先 取締役 経営企画室長 中村 哲
(TEL. 0 3 - 3 2 4 8 - 5 5 0 0)

三菱商事株式会社による当社株式に対する 公開買付けに関する賛同意見表明について

当社は、平成19年11月16日開催の取締役会において、三菱商事株式会社(コード番号:8058 以下「三菱商事」といいます。)による当社株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

なお、上記の当社取締役会決議は、下記に記載のとおり本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が、当社を完全子会社化する予定であること、及びその後当社株式が上場廃止になる予定であることを前提としています。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	三菱商事株式会社
(2) 事 業 内 容	エネルギー、金属、機械、化学品、生活物資等の国内・輸出・輸入及び外国取引並びに、情報、金融、物流その他サービスの提供、国内外における事業投資
(3) 設 立 年 月 日	昭和25年4月1日
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目3 - 1

(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小島 順彦																					
(6) 資 本 金	201,251 百万円 (平成 19 年 9 月 30 日現在)																					
(7) 大株主及び持株比率 (平成 19 年 3 月 31 日現在)	<table border="0"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>7.11%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>5.51%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.66%</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>4.26%</td> </tr> <tr> <td>三菱重工業株式会社</td> <td>2.89%</td> </tr> <tr> <td>三菱 UFJ 証券株式会社</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京 UFJ 銀行</td> <td>2.52%</td> </tr> <tr> <td>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)</td> <td>2.09%</td> </tr> <tr> <td>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー-505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)</td> <td>1.45%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社 (退職給付信託・三菱 UFJ 信託銀行口)</td> <td>1.30%</td> </tr> </table>		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.11%	東京海上日動火災保険株式会社	5.51%	日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.66%	明治安田生命保険相互会社	4.26%	三菱重工業株式会社	2.89%	三菱 UFJ 証券株式会社	2.67%	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2.52%	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	2.09%	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー-505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.45%	野村信託銀行株式会社 (退職給付信託・三菱 UFJ 信託銀行口)	1.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.11%																					
東京海上日動火災保険株式会社	5.51%																					
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.66%																					
明治安田生命保険相互会社	4.26%																					
三菱重工業株式会社	2.89%																					
三菱 UFJ 証券株式会社	2.67%																					
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2.52%																					
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	2.09%																					
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー-505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.45%																					
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託・三菱 UFJ 信託銀行口)	1.30%																					
(8) 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の 51.00%(15,165,000 株)(平成 19 年 3 月 31 日現在)の株式を保有しており、親会社であります。																				
	人 的 関 係	公開買付者から、取締役 6 名及び非常勤監査役 2 名の派遣を受けております。																				
	取 引 関 係	当社は、公開買付者に非鉄金属にかかる物流サービスを提供しております。																				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は公開買付者の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。																				

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、三菱商事株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による本公開買付けについて、慎重に検討を重ねた結果、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の更なる成長・発展と企業価値の最大化に資するものであるとともに、当社株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、賛同の意を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由(本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程等)

公開買付者は、現在、当社の発行済株式総数の51.00%(平成19年9月30日現在。小数点以下第三位四捨五入。)を保有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社の発行済株式の全て(ただし、公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の取得を目的とした本公開買付けを実施致します。

公開買付者は、中期経営計画「INNOVATION2007」の下、外部環境や時代の変化の波を捉えて「未来を拓く」ことを実現するため、中長期的に持続的な成長を果たせるように、事業基盤の整備及び有望分野への積極投資等の必要施策に着実に取り組んでおります。

非鉄金属分野におきましても、「流通」と「投資」による事業展開を通じて、銅・アルミニウム・貴金属など、非鉄金属の川上の原料分野から、川下の製品分野まで一貫したバリューチェーンを構築することにより、価値創造に努めております。

当社は、昭和22年に創業し、昭和36年に東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に上場した非鉄部門・鉄鋼部門・物流部門からなる金属専門商社です。昨年度は「収益基盤強化3ヶ年計画」を達成し、本年度より「成長3ヶ年計画」を策定の上、「技術に強くグローバルに展開する一流の金属複合商社」を目指し、更なる事業規模・収益の拡大に取り組んでおります。平成18年8月には、当社の成長戦略の方向性と公開買付者の非鉄金属分野の戦略が合致したことから、当社は公開買付者を引受人とする第三者割当増資を実施し、公開買付者の子会社となりました。その後、公開買付者と当社との間で事業連携等を検討した結果、平成19年5月に公開買付者の子会社であるエム・シー非鉄株式会社の事業及び三菱商事軽金属販売株式会社の事業の一部を当社へ譲渡し、事業基盤の一層の強化を図って参りました。

最近の非鉄金属業界を取巻く環境は大きく変化しており、川上分野では世界的にも資源メジャーの合併や統合が進み、圧倒的な競争力と収益力を有する大手企業による寡占化が進行しております。

一方、当社の事業領域である川中・川下分野は、川上分野に比べ国内外共に寡占化が進んでおらず、今後、企業淘汰や業界再編等業界を取り巻く環境は大きく変わっていくと考えられます。

従って、今後非鉄金属の川中・川下分野における事業拡大・強化を実現する為には、将来起こりうるであろうかかる変革をビジネスチャンスとすべく、事業提携等の能動的な対応を行うことで競争力強化を図っていく事が益々重要になるものと考えております。

かかる環境下、収益の外部流出を回避しつつ、経営資源を更に投入するとともに、コーポレ

ートガバナンスの強化を図り、連結経営の柔軟性及び効率性を追求していくためにも、公開買付者は、本公開買付けを通じて当社を完全子会社化することを決定しました。今後は、公開買付者グループの経営資源を更に当社に投入していくとともに、将来的にはグループ外との事業提携等の推進も機動的に取り組んでいくことを予定しています。

顧客のグローバル化・顧客ニーズの高度化に伴い、顧客の抱える課題への対応力・課題解決への提案力を含めた複合的な機能が商社に求められてきているのは勿論のこと、顧客のグローバルな展開に対応できる体制構築が益々重要になってきております。

今後、当社は、当社の有する営業力、顧客に対する技術面等での提案能力と公開買付者の有する海外ネットワーク・原料の調達力、更には海外における公開買付者の事業展開のノウハウといった互いの強みをうまく連携させながらシナジー効果を高め、公開買付者グループの一員として一層の収益基盤強化と企業価値の向上を図って行きたいと考えており、公開買付者の完全子会社となることは、今後の成長戦略における戦略原資の確保、公開買付者の国内外ネットワークも含めた経営資源の更なる活用等による効率的かつ機動的な事業経営を行うことを可能ならしめ、当社の競争力強化の絶好の機会になるものと考えております。

(3)本公開買付けに関する意見の根拠、買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

算定の基礎

本公開買付けの買付価格である 1 株につき 440 円は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の、平成 19 年 11 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 343 円(小数点以下第三位四捨五入)に対して 28.26%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 19 年 11 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 342 円(小数点以下第三位四捨五入)に対して 28.70%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 19 年 11 月 15 日の終値の 350 円に対して 25.71%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた水準となります。

当社は、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーであるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 19 年 11 月 15 日に当社の株式価値に関する算定書を取得しております。算定書では、DCF 法、市場株価法及び類似会社比準法の各手法を用いて分析をしており、それぞれの手法において算定された当社株式 1 株あたりの価値の範囲は下記のとおりです。

DCF 法	:	274 円から	395 円
市場株価法	:	307 円から	399 円
類似会社比準法	:	202 円から	411 円

なお、DCF 法による分析において前提とした当社の将来の利益計画では大幅な増減益は見込んでおりません。また、市場株価法では当社の事業セグメント構成に影響を与えた、平

成 19 年 5 月 1 日実施の事業譲受後の最初の当社四半期決算発表日の翌営業日である平成 19 年 8 月 1 日から、平成 19 年 11 月 14 日までの期間を計算対象期間として採用しております。

算定の経緯

当社は、公開買付者の子会社(会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。)に該当するところ、公開買付者と当社との利益相反を回避するため、公開買付者及び当社は、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関から当社の株式価値算定書を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしました。(なお、公開買付者及び当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していません。)

当社は、上記のとおり、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーであるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 19 年 11 月 15 日に当社の株式価値に関する算定書を取得しております。

当社は、当社の株式価値に関する算定書の内容を参考にし、また、当社が起用している西村あさひ法律事務所からの法的助言を適宜得て、公開買付者との協議・交渉の結果を踏まえ、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件について当社の現況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、その買付価格が、当社株式の直近の市場株価に対しても合理的な株価であることから、決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

なお、当社の取締役のうち星野啓介、中川英樹、東 邦彦及び若井英志は公開買付者の従業員を兼任しており、また丹田雅敏及び西川清は公開買付者から当社に出向しているため、公開買付者と当社との利益相反回避の観点から、上記議案にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。

公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである株式会社 KPMG FAS より株式価値算定書を平成 19 年 11 月 15 日に取得し、その意見を参考としております。

さらに、公開買付者は、本公開買付けにおける本公開買付期間を、比較的長期間である 33

営業日に設定することにより、当社株式について他の買付者による買付の機会を確保しております。また、公開買付者及び当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及びその遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

なお、本意見表明報告書の提出時点において、平成 19 年 10 月 31 日に公表いたしました平成 20 年 3 月期(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)の当社連結業績予想に影響を及ぼす重要な事項は発生しておりません。

算定機関との関係

アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社は、当社の依頼に基づいて算定を行いました。当社及び公開買付者の関連当事者に該当いたしません。

(4) 本公開買付け後の見通し(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株式等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、本公開買付けにおいては、応募株式等の全部の買付けを行います。公開買付者は、当社を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合、当社との協議及び当社の株主総会における承認を前提として、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換(略式株式交換に該当することにより当社における株主総会決議が必要とされない場合を含みますが、これに限られません。以下「本株式交換」といいます。)を行うことを予定しております。

本株式交換においては、当社の株主の皆様が有する当社株式の対価として金銭を交付することを予定しておりますが、本公開買付け後の公開買付者の株式等所有割合、公開買付者以外の当社株主による当社株式の保有状況又は関連法規についての当局の解釈等の状況等によっては、金銭以外の対価を交付する方法を採用する可能性があります。また、本株式交換において、当社株式 1 株に対して交付されることとなる金銭の額は、現段階では未定ですが、当該額は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格と同額又はこれに準じた額となることを予定しています。しかしながら、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み、当社の事業を取り巻く環境の変化、公開買付者及び当社の業績等の変動や株式市場の影響並びに裁判所の判断等によっては、当該額が、上記の予定とは異なり、本公開買付けの買付価格を上回る、又は同等となる、あるいは下回る可能性があります。本株式交換の条件の詳細及び具体的手続につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表致します。

本株式交換については、本株式交換に反対する当社の株主の皆様は、会社法第 785 条その他関連法令の定めに従って当社に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株

式買取請求権を行使した場合における1株当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換において交付される財産の価値とは異なる可能性があります。株式買取請求権を行使するにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にてご確認の上、ご判断いただくこととなります。

本株式交換は、平成20年5月頃を目途に実施する予定ですが、本公開買付け後の公開買付者の株式等所有割合、公開買付者以外の当社株主による当社株式の保有状況、関連法規についての当局の解釈等の状況、当社の事業を取り巻く環境の変化、公開買付者及び当社の業績等の変動や株式市場の影響等によっては、実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の具体的な日程等の詳細につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表致します。

また、当社は、平成20年3月末日を基準日として当期(平成20年3月期)の期末配当を行なうことにより、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることに鑑み、平成19年11月16日開催の取締役において、平成20年3月末日を基準日とする当期の期末配当を行わない旨を決議しております。

なお、本公開買付けは、前述の各手続において招集されることが想定される株主総会における当社の株主の皆様の議決権の行使を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場しております。本公開買付けは、上記(2)に記載の通り、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とするものであり、上場廃止自体を目的とするものではありませんが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は流動性等に係る東京証券取引所の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続きを経て上場廃止になる可能性があります。上場廃止後は、当社株式に係る株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、その場合においても、上記(4)記載の通り、公開買付者は本株式交換を実施することを予定していますので、本公開買付けに応募しなかった当社の株主は本株式交換により当社株式の対価(上記(4)記載の通り、対価は本公開買付けの買付価格と同額又はこれに準じた額の金銭となることを予定しております。)を受領する予定です(また、本株式交換に反対する当社の株主は法令の定めにしたがって株式買取請求権を有する場合があります。)。ただし、上記(4)記載の通り、本株式交換の実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付への応募に係る重要な合意に関する事項

当社が把握している範囲において、本公開買付けの開始前に、公開買付者と当社株主との

間において、本公開買付けへの応募に係る重要な合意がなされた事実はありません。

(7)その他

本公開買付け、その後の本株式交換に伴う各種手続の実行によって交付される対価の受領又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いにつきましては、各自の税務専門家にご確認いただきますようお願い致します。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針にかかる対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付け期間の延長請求

該当事項はありません。

以上

【参考資料】

**三菱商事株式会社からの
公開買付けの開始に関するお知らせ**

平成 19 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 三菱商事株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小島 順彦
コ ー ド 番 号 8058
本 社 所 在 地 東京都千代田区丸の内
2 丁目 3 番 1 号
問 合 せ 先 広報部 報道チームリーダー
内村 雄介
(T E L : 03 - 3210 - 2172)

上場子会社である金商株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

三菱商事株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において、金商株式会社（コード番号 8064 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 51.00%（平成 19 年 9 月 30 日現在。小数点以下第三位四捨五入。）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目的とした本公開買付けを実施致します。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、中期経営計画「INNOVATION2007」の下、外部環境や時代の変化の波を捉えて「未来を拓く」ことを実現するため、中長期的に持続的な成長を果たせるように、事業基盤の整備及び有望分野への積極投資等の必要施策に着実に取り組んでおります。

非鉄金属分野におきましても、「流通」と「投資」による事業展開を通じて、銅・アルミ・貴金属など、非鉄金属の川上の原料分野から、川下の製品分野まで一貫したバリューチェーンを構築することにより、価値創造に努めております。

対象者は、1947 年に創業し、1961 年に東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に上場した非鉄部門・鉄鋼部門・物流部門からなる金属専門商社です。昨年度は「収益基盤強化 3 ヶ年計画」を達成し、本年度より「成長 3 ヶ年計画」を策定の上、「技術に強くグローバルに展開する一流の金属複合商社」を目指し、更なる事業規模・収益の拡大に取り組んでおります。2006 年 8 月には、対象者の成長戦略の方向性と当社の非鉄金属分野の戦略が合致したことから、対象者は当社を引受人とする第三者割当増資を実施し、当社の子会社となりました。その後、当社と対象者との間で事業連携等を検討した結果、2007 年 5 月に当社の子会社であるエムシー非鉄株式会社の事業及び三菱商事軽金属販売株式会社の事業の一部を対象者へ譲渡し、事業基盤の一層の強化を図って参りました。

最近の非鉄金属業界を取巻く環境は大きく変化しており、川上分野では世界的にも資源メジャーの合併や統合が進み、圧倒的な競争力と収益力を有する大手企業による寡占化が進行しております。

一方、対象者の事業領域である川中・川下分野は、川上分野に比べ国内外共に寡占化が進

んでおらず、今後、企業淘汰や業界再編等業界を取り巻く環境は大きく変わっていくと考えられます。

従って、今後非鉄金属の川中・川下分野における事業拡大・強化を実現する為には、将来起こりうるであろうかかる変革をビジネスチャンスとすべく、事業提携等の能動的な対応を行うことで競争力強化を図っていく事が益々重要になるものと考えております。

かかる環境下、収益の外部流出を回避しつつ、更なる経営資源を投入するとともに、コーポレートガバナンスの強化を図り、連結経営の柔軟性及び効率性を追求していく為にも、当社は、本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化する事を決定しました。今後は、当社グループの更なる経営資源を対象者に投入していくとともに、将来的にはグループ外との事業提携等の推進も機動的に取り組んでいきたいと考えております。

顧客のグローバル化・顧客ニーズの高度化に伴い、顧客の抱える課題への対応力・課題解決への提案力を含めた複合的な機能が商社に求められてきているのは勿論のこと、顧客のグローバルな展開に対応できる体制構築が益々重要になってきております。

今後、対象者の有する営業力、顧客に対する技術面等での提案能力と当社の有する海外ネットワーク・原料の調達力、更には海外における当社の事業展開のノウハウといった互いの強みをうまく連携させながらシナジー効果を高め、当社グループ全体として一層の収益基盤強化と企業価値の向上を図って行きたいと考えております。

対象者にとっても、当社の完全子会社となることは、今後の成長戦略における戦略原資の確保、当社の国内外のネットワークも含めた経営資源の更なる活用等による効率的かつ機動的な事業経営を行うことを可能ならしめ、対象者の競争力強化の絶好の機会になるものと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである株式会社 KPMG FAS (以下「KPMG FAS」といいます。)より株式価値算定書を平成 19 年 11 月 15 日に取得し、その意見を参考としております。

KPMG FAS が対象者の株式評価算定に用いた手法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF 法」といいます。)類似会社比較法及び市場株価平均法であり、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法	:	392 円	から	447 円
類似会社比較法	:	272 円	から	328 円
市場株価平均法	:	335 円	から	343 円

DCF 法では、対象者の将来の収益予測や事業投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 392 円から 447 円までと算定致しました。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 272 円から 328 円までと算定致しました。

市場株価平均法では、平成 19 年 11 月 14 日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における対象者株式の、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び基準日の終値を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 335 円から 343 円までと算定致しました。

当社は、上記の DCF 法、類似会社比較法及び市場株価平均法による株式価値評価を比較検討致しました。その中で、対象者は当社の直接出資子会社であり当社はその事業内容を了知していること、当社は対象者に対してマネージメントインタビューを実施し、当社の将来に

巨る収益力の分析を対象者と協議して確認することが可能であったことなどを総合的に勘案するとともに、直近の市場における対象者株式の株価評価が低いことなどを考慮し、将来に巨る収益力に基づく DCF 法による株式価値評価を考慮すべきと判断致しました。

一方、本公開買付けが対象者の全ての発行済株式の取得を目的とするものであり、対象者株式の株価水準に対しては一定のプレミアムを考慮した方が望ましいと考えたことから、過去の類似案件におけるプレミアムの水準を参考にし、また、対象者を完全子会社化することにより対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者との協議・交渉の結果及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案して、最終的に 440 円を適正な買付価格であると判断し、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において買付価格を決定致しました。

なお、本公開買付けの買付価格は、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の、平成 19 年 11 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 343 円(小数点以下四捨五入)に対して 28.26%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 19 年 11 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 342 円(小数点以下四捨五入)に対して 28.70%(小数点以下第三位四捨五入)、平成 19 年 11 月 15 日の終値の 350 円に対して 25.71%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた水準となります。

対象者は、当社の子会社(会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。)に該当するところ、当社と対象者との利益相反を回避するため、当社及び対象者は、それぞれ別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値算定書を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております(なお、当社及び対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していません。)

対象者は、上記のとおり、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 19 年 11 月 15 日に対象者の株式価値に関する算定書を取得しました。

対象者は、その内容を参考にし、また、対象者が起用している法律事務所からの法的助言を適宜得て、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

なお、対象者の取締役のうち星野啓介、中川英樹、東邦彦及び若井英志は当社の従業員を兼任しており、また丹田雅敏及び西川清は当社から対象者に出向しているため、当社と対象者との利益相反回避の観点から、上記議案にかかる取締役会の審議及び決議には参加しており、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していません。

さらに、当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、比較的長期間である 33 営業日に設定することにより、対象者株式について他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、当社及び対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及びその遂行を阻害するような合意は存在していません。

(4) 本公開買付け後の見通し

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行います。当社は、対象者を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、対象者との協議及び対象者の株主総会における承認を前提として、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(略式株式交換に該当するこ

とにより対象者における株主総会決議が必要とされない場合を含みますが、これに限られません。以下「本株式交換」といいます。)を行うことを予定しております。

本株式交換においては、対象者の株主の皆様が有する対象者株式の対価として金銭を交付することを予定しておりますが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況又は関連法規についての当局の解釈等の状況等によっては、金銭以外の対価を交付する方法を採用する可能性があります。また、本株式交換において、対象者株式1株に対して交付されることとなる金銭の額は、現段階では未定ですが、当該額は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格と同額又はこれに準じた額となることを予定しています。しかしながら、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み、対象者の事業を取り巻く環境の変化、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響並びに裁判所の判断等によっては、当該額が、上記の予定とは異なり、本公開買付けの買付価格を上回る、又は同等となる、あるいは下回る可能性があります。本株式交換の条件の詳細及び具体的手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表致します。

本株式交換については、本株式交換に反対する対象者の株主の皆様は、会社法第785条その他関連法令の定めに従って対象者に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株式買取請求権を行使した場合における1株当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換において交付される財産の価値とは異なる可能性があります。株式買取請求権を行使するにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にてご確認の上、ご判断いただくこととなります。

本株式交換は、平成20年5月頃を目途に実施する予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況、関連法規についての当局の解釈等の状況、対象者の事業を取り巻く環境の変化、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等によっては、実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の具体的な日程等の詳細につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表致します。

なお、本公開買付けは、前述の各手続において招集されることが想定される株主総会における対象者の株主の皆様の議決権の行使を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場しております。本公開買付けは、上記(2)に記載の通り、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とするものであり、上場廃止自体を目的とするものではありませんが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は流動性等に係る東京証券取引所の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続きを経て上場廃止になる可能性があります。上場廃止後は、対象者株式に係る株券を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、その場合においても、上記(4)に記載の通り、当社は本株式交換を実施することを予定していますので、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様は本株式交換により対象者株式の対価(上記(4)に記載の通り、対価は本公開買付けの買付価格と同額又はこれに準じた額の金銭となることを予定しております。)を受領する予定です(また、本株式交換に反対する対象者の株主の皆様は法令の定めにしたがって株式買取請求権を有する場合があります。)。ただし、上記(4)に記載の通り、本株式交換の実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。なお、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者は、本株式交換により当社の完全子会社となることが予定されておりますので、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。

(6) その他

本公開買付け、その後の本株式交換に伴う各種手続の実行によって交付される対価の受領又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いにつきましては、各自の税務専門家にご確認いただきますようお願い致します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商号	金商株式会社
事業内容	各種商品の輸出入、国内取引及び物流
設立年月日	昭和 22 年 1 月 25 日
本店所在地	東京都中央区明石町 8 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 竹内 弘志
資本金	3,143 百万円 (平成 19 年 3 月 31 日現在)
大株主及び持株比率	

(平成19年3月31日現在)

三菱商事株式会社	51.00%
東京海上日動火災保険株式会社	3.87%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.66%
三菱UFJ信託銀行株式会社	2.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.32%
日本証券金融株式会社	1.98%
明治安田生命保険相互会社	1.69%
小牧 進	1.62%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.43%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1.31%

買付者と対象者との関係等

- Ⅰ.資本関係：当社は、対象者の発行済株式数の 51.00% (15,165,000 株)(平成 19 年 3 月 31 日現在)を保有しております。
 - Ⅱ.人的関係：当社から取締役 6 名及び非常勤監査役 2 名を派遣しております。なお、対象者の取締役 1 名は、平成 19 年 4 月まで当社に在籍しておりました。
 - Ⅲ.取引関係：当社は、対象者より非鉄金属に係る物流サービスの提供を受けております。
- Ⅱ.関連当事者への該当状況：対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注)対象者の概要に関する情報は、対象者の第 88 期有価証券報告書(平成 19 年 6 月 28 日提出)に基づき記載しております。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 11 月 19 日(月曜日)から
平成 20 年 1 月 10 日(木曜日)まで(33 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 440 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

- (1) 当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである KPMG FAS より株式価値算定書を平成 19 年 11 月 15 日に取得し、その意見を参考としております。

KPMG FAS が対象者の株式評価算定に用いた手法は、DCF 法、類似会社比較法及び市場株価平均法であり、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法	:	392 円	から	447 円
類似会社比較法	:	272 円	から	328 円
市場株価平均法	:	335 円	から	343 円

DCF 法では、対象者の将来の収益予測や事業投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 392 円から 447 円までと算定致しました。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 272 円から 328 円までと算定致しました。

市場株価平均法では、平成 19 年 11 月 14 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び基準日の終値を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 335 円から 343 円までと算定致しました。

- (2) 当社は、上記の DCF 法、類似会社比較法及び市場株価平均法による株式価値評価を比較検討致しました。その中で、対象者は当社の直接出資子会社であり、当社はその事業内容を了知していること、当社は対象者に対してマネージメントインタビューを実施し、当社の将来に亘る収益力の分析を対象者と協議して確認することが可能であったことなどを総合的に勘案するとともに、直近の市場における対象会社の株価評価が低いことなどを考慮し、将来に亘る収益力に基づく DCF 法による株式価値評価を考慮すべきと判断致しました。

一方、本公開買付けが対象者の全ての発行済株式の取得を目的とするものであり、対象者の株価水準に対しては一定のプレミアムを考慮した方が望ましいと考えたことから、過去の類似案件におけるプレミアムの水準を参考にし、また、対象者を完全子会社化することにより対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者との協議・交渉の結果及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案して、最終的に 440 円を適正な買付価格であると判断し、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において買付価格を決定致しました。

なお、本公開買付けの買付価格は、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の、平成 19 年 11 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 343 円（小数点以下四捨五入）に対して 28.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 19 年 11 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 342 円（小数点以下四捨五入）に対して 28.70%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 19 年 11 月 15 日の終値の 350 円に対して 25.71%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた水準となります。

算定の経緯

- (1) 算定の際に第三者の意見を聴取した場合の当該第三者の名称

当社は、買付価格を決定するにあたり、当社とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである KPMG FAS より株式価値算定書を平成 19 年 11 月 15 日に取得し、その意見を参考としております。

(2) 当該意見の概要

KPMG FAS は、上記「算定の基礎」に記載のとおり、DCF 法、類似会社比較法及び市場株価平均法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

DCF 法では、対象者の将来の収益予測や事業投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を392円から447円までと算定致しました。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を272円から328円までと算定致しました。

市場株価平均法では、平成19年11月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、過去1ヶ月間の終値の単純平均値、過去3ヶ月間の終値の単純平均値及び基準日の終値を基に、1株当たりの株式価値の範囲を335円から343円までと算定致しました。

(3) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

対象者は当社の直接出資子会社であり当社との事業上の取引関係も深いため、当社は対象者との間で、今後の更なる事業提携について検討を行なって参りましたが、平成19年8月頃、両社の更なる企業価値向上に資するためにも、当社が対象者の全ての発行済株式を取得し、対象者を完全子会社化とする検討を開始することで基本的な方向性が一致致しました。

既に対象者を連結子会社化していることより、当社は、対象者の財務状況、事業状況、法務等に関して第三者によるマネージメントインタビューを通じた精査を実施するとともに、KPMG FAS に対して対象者の株式価値の算定を依頼しました。KPMG FAS は、この依頼を受けて採用すべく評価手法に関する検討を行い、対象者が提供した対象者の財務情報及び財務予測、当社が提供した対象会社の事業に関する情報並びに対象者株式の市場価格及び取引動向その他一般に入手しうる情報等を踏まえて、上記のとおり、対象者株式価値を算定し、平成19年11月15日に当社に対して算定書を提出致しました。

当社は、上記のDCF法、類似会社比較法及び市場株価平均法による株式価値評価を比較検討致しました。その中で、対象者は当社の直接出資子会社であり当社はその事業内容を了知していること、当社は対象者に対してマネージメントインタビューを実施し、当社の将来に亘る収益力の分析を対象者と協議して確認することが可能であったことなどを総合的に勘案するとともに、直近の市場における対象会社の株価評価が低いことなどを考慮し、将来に亘る収益力に基づくDCF法による株式価値評価を考慮すべきと判断致しました。

一方、本公開買付けが対象者の全ての発行済株式の取得を目的とするものであり、対象者株式の株価水準に対しては一定のプレミアムを考慮した方が望ましいと考えたことから、過去の類似案件におけるプレミアムの水準を参考にし、また、対象者を完全子会社化することにより対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者との協議・交渉の結果及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案して、最終的に440円を適正な買付価格であると判断し、平成19年11月16日開催の取締役会において買付価格を決定致しました。

対象者は、公開買付者である当社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に該当するところ、当社と対象者との利益相反を回避するため、当社及び対象者は、それぞれ別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値算定書を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております（なお、当社及び対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）

対象者は、上記のとおり、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定

機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 19 年 11 月 15 日に対象者の株式価値に関する算定書を取得しました。

対象者は、その内容を参考にし、また、対象者が起用している法律事務所からの法的助言を適宜得て、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、平成 19 年 11 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

なお、対象者の取締役のうち星野啓介、中川英樹、東邦彦及び若井英志は当社の従業員を兼任しており、また丹田雅敏及び西川清は当社から対象者に出向しているため、当社と対象者との利益相反回避の観点から、上記議案にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していません。

さらに、当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、比較的長期間である 33 営業日に設定することにより、対象者株式について他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、当社及び対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及びその遂行を阻害するような合意は存在していません。

算定機関との関係

KPMG FAS は当社とは独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
株券	14,553,535 株	株	株
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合 計	14,553,535 株	株	株

- (注 1) 本公開買付けでは、公開買付者は、金融商品取引法(以下「法」といいます。)第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 2) 本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)は、最大で 14,553,535 株となります。これは、対象者の第 88 期有価証券報告書(平成 19 年 6 月 28 日提出)に記載された平成 19 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数(29,737,500 株)から、同報告書に記載された平成 19 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数(18,965 株)及び本日現在において公開買付者が所有する対象者株式数(15,165,000 株)を控除した数です。
- (注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。)なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者が公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。この場合、対象者は市場価格にて当該自己株式を買い受ける意向です。
- (注 4) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	30,330 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	91 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.15%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	29,107 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	59,355 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数(14,553,535株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第88期有価証券報告書(平成19年6月28日提出)に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数(29,737,500株)から、同報告書に記載された平成19年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数(18,965株)を控除した株式数に係る議決権数(59,437個)を「対象者の総株主等の議決権の数」としております。
- (注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、対象者を除きます。)の所有株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

6,403,555,400 円

(注)「買付代金」には、買付予定数(14,553,535株)に1株当たりの買付け等の価格(440円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

決済の開始日

平成20年1月21日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

a. 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

b. 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開

買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

c. 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

d. 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

e. 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

f. 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

g. 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 11 月 19 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人 三菱UFJ証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の見通し

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行います。当社は、対象者を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、対象者との協議及び対象者の株主総会における承認を前提として、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（略式株式交換に該当することにより対象者における株主総会決議が必要とされない場合を含みますが、これに限られま

せん。)を行うことを予定しております。

本株式交換においては、対象者の株主の皆様が有する対象者株式の対価として金銭を交付することを予定しておりますが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況又は関連法規についての当局の解釈等の状況等によっては、金銭以外の対価を交付する方法を採用する可能性があります。また、本株式交換において、対象者株式1株に対して交付されることとなる金銭の額は、現段階では未定ですが、当該額は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格と同額又はこれに準じた額となることを予定しています。しかしながら、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み、対象者の事業を取り巻く環境の変化、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響並びに裁判所の判断等によっては、当該額が、上記の予定とは異なり、本公開買付けの買付価格を上回る、又は同等となる、あるいは下回る可能性があります。本株式交換の条件の詳細及び具体的手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表致します。

本株式交換については、本株式交換に反対する対象者の株主の皆様は、会社法第785条その他関連法令の定めに従って対象者に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株式買取請求権を行使した場合における1株当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換において交付される財産の価値とは異なる可能性があります。株式買取請求権を行使するにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にてご確認の上、ご判断いただくこととなります。

本株式交換は、平成20年5月頃を目途に実施する予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況、関連法規についての当局の解釈等の状況、対象者の事業を取り巻く環境の変化、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等によっては、実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の具体的な日程等の詳細につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表致します。

なお、本公開買付けは、前述の各手続において招集されることが想定される株主総会における対象者の株主の皆様様の議決権の行使を勧誘するものではありません。

(2) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成19年11月16日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

なお、当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意はございません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年11月16日開催の取締役会において、平成20年3月期の期末配当を中止し、1株当たりの配当予想を修正する旨決議しております。詳細につきましては、対象者の同日付けのプレスリリースをご覧ください。

- (注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の記載において日数又は日時の記載がある場合、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注3) 本公開買付けは、日本において設立された会社である対象者の普通株式を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項及び第14条(d)項並びに同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。公開買付者は米国法人ではなく、その役員の数も多くも米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠とする権利の行使ができない可能性があり、また、米国の証券関連法の違反に基づき、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することが困難な場合があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められることは保証されません。
- (注4) 本公開買付けに関する全ての手続は、別段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注5) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点において公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注6) 米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）に基づく規則14e-5は、一定の適用除外を前提として、対象者を含む「特定関係者」（“covered person”）が公開買付期間中、公開買付けによらずに株券等を購入することを禁じています。ただし、米国証券取引委員会は、日本法人を対象者とする場合の適用除外として、公開買付期間中に、対象者が日本の会社法に基づき株券等の保有者から単元未満株式を買い取ることを認めています。公開買付者は、対象者が、当該買取義務を履行する必要があることを了解しています。なお、対象者の第88期有価証券報告書（平成19年6月28日提出）に記載された平成19年3月31日現在の単元未満株式数は41,500株です。

以上

本プレスリリースを通じて本公開買付けに関する情報を受領された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同法施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（2007 年 11 月 16 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、金商株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事又は行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

本プレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付け説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。